

薬事工業生産動態統計年報

平成 25 年



厚生労働省医政局

目 次

I 医 薬 品	1
1. 医薬品の生産状況	1
2. 医薬品の薬効分類別生産状況	6
(1) 循環器官用薬	6
(2) 中枢神経系用薬	6
(3) その他の代謝性医薬品	7
(4) 消化器官用薬	7
(5) 血液・体液用薬	8
(6) 外皮用薬	8
(7) 生物学的製剤	9
(8) アレルギー用薬	9
(9) 感覚器官用薬	10
(10) 抗生物質製剤	10
(11) 体外診断用医薬品	11
(12) ビタミン剤	11
(13) 泌尿生殖器官及び肛門用薬	12
(14) ホルモン剤	12
(15) 腫瘍用薬	13
3. 医薬品の剤型分類、用途区分及び薬効分類別生産状況	14
(1) 剤型分類	14
(2) 用途区分	15
(3) 薬効分類	15
4. 医薬品の地域別生産金額	18

5. 医薬品の従業者規模別及び生産規模別構成	19
(1) 従業者規模別構成	19
(2) 生産規模別構成	20
6. 医薬品の輸出入状況	20
(1) 輸 出	21
(2) 輸 入	24
II 衛生材料	28
1. 衛生材料の生産状況	28
2. 衛生材料の地域別生産状況	29
III 医療機器	30
1. 医療機器の生産状況	30
2. 医療機器の地域別生産状況	32
3. 医療機器の生産規模別構成	34
4. 医療機器の輸出入状況	34
(1) 輸 出	34
(2) 輸 入	37
IV 医薬部外品	40
1. 医薬部外品の生産状況	40
2. 医薬部外品の地域別生産状況	42

統計表

医薬品

第1表	都道府県別医薬品生産・輸入・出荷・在庫金額	44
第2表	都道府県別医薬品製造販売事務所・製造所数（月平均）	45
第3表	都道府県別医薬品製造所従業員数及び臨時従業員数（月平均）	45
第4表	医薬品薬効分類別用途区分別生産・輸入金額	46
第5表	医薬品薬効分類別用途区分別出荷・在庫金額	56
第6表	医薬品剤型分類別生産・輸入・出荷・在庫金額	66
第7表	医薬品生産規模別製造所数及び生産・輸入・出荷・在庫金額	66
第8表	従業者規模別製造所数及び医薬品生産・輸入・出荷・在庫金額	67
第9表	特掲医薬品生産・輸入金額数量	68
第10表	特掲医薬品出荷金額数量	95
第11表	医薬品州別輸入・輸出金額	122
第12表	医薬品主要国別輸入・輸出金額	122
第13表	医療用医薬品薬効分類別主要国別輸入金額	123
第14表	医療用医薬品薬効分類別主要国別輸出金額	129

衛生材料

第15表	衛生材料生産・輸入・出荷・在庫金額数量	135
第16表	衛生材料地域別生産・輸入・出荷・在庫金額	136
第17表	衛生材料州別輸入・輸出金額	136

医療機器

第18表	医療機器都道府県別生産・輸入・出荷・在庫金額	137
第19表	生産規模別製造所数及び医療機器生産・輸入・出荷・在庫金額	138
第20表	医療機器分類別生産・輸入・出荷・在庫金額	139

第21表	医療機器分類別生産・輸入・出荷・在庫数量	172
第22表	医療機器州別輸入・輸出金額	205
第23表	医療機器主要国別輸入・輸出金額	205
第24表	医療機器大分類別主要国別輸入金額	206
第25表	医療機器大分類別主要国別輸出金額	207

医薬部外品

第26表	医薬部外品地域別生産・輸入・出荷・在庫金額	208
第27表	医薬部外品薬効分類別生産・輸入・出荷・在庫金額	209
第28表	特掲医薬部外品生産・輸入金額数量	210
第29表	医薬部外品州別輸入・輸出金額	211
第30表	医薬部外品主要国別輸入・輸出金額	211

利用上の参考事項

1. 統計資料について

この年報は、統計法に基づく「薬事工業生産動態統計調査規則（昭和27年厚生省令第10号）」によって行われた「薬事工業生産動態統計調査（統計法に基づく基幹統計調査）」の平成25年（1～12月）の結果の公表を行うものです。

2. 調査の目的および範囲

この調査は、医薬品、医薬部外品、衛生材料及び医療機器の生産（輸入）等の実態を明らかにすることを目的とし、その客体範囲は薬事法*の規定により、医薬品、医薬部外品、又は医療機器の製造販売業の許可を受けて製造販売する事務所及び医薬品、医薬部外品、又は医療機器の製造業の許可を受けて製造する製造所です。ただし、次の業種に属する事業所は調査範囲から除外します。

- (1) 薬局開設者が当該薬局の設備及び器具をもって製造する医薬品の製造業又は製造販売業
- (2) コンドーム又は視力補正用レンズの製造販売業（小分けされたものを輸入するものを除く。）であって小分けされたものみの製造販売を行うもの又は製造業であって小分けのみを行うもの
- (3) 脱脂綿又はガーゼの製造販売業（小分けされたものを輸入するものを除く。）であって小分けされたものみの製造販売を行うもの又は製造業であって小分けのみを行うもの及び生理処理用品（脱脂綿のみからなるものを除く。）の製造販売業又は製造業であって大判製品のみ製造販売又は製造を行うもの

*薬事法は、平成26年11月25日から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改正

3. 用語の説明

生産金額——各製造所において調査期間に製造された最終製品（衛生材料の脱脂綿及びガーゼにあつては大判製品）の生産金額です。この金額は生産数量を事業所販売価格で評価した価格に消費税を加えた価格です。

生産数量——各製造所において調査期間に製造された最終製品（衛生材料の脱脂綿およびガーゼにあつては大判製品）の生産数量です。この場合において国家検定品はその合格数量をもって生産数量としています。

出荷金額——調査期間において自製造所（自製造所で管理している倉庫を含む）以外の他の場所への出荷（販売による出荷、同一企業体内の他の製造所、営業所、他の場所にある倉庫への出荷等）がなされた金額です。この金額は生産金額の評価方法に準じ評価した金額です。

月末在庫金額——調査期間の12月末現在で自製造所（自製造所で管理している倉庫を含む）内にある自製造所製品の在庫金額です。この金額は生産金額の評価方法に準じ評価してあります。

製造所数（製造販売事務所数）——調査期間において最終製品（衛生材料の脱脂綿およびガーゼにあつては大判製品）の生産（輸入）、出荷又は月末在庫に異動があった製造所（製造販売事務所）の数です。

医療用医薬品——医師もしくは歯科医師によって使用され、またはこれらの者の処方せんもしくは指示によって使用されることを目的として供給される医薬品です。

その他の医薬品——医療用医薬品以外の医薬品です。

一般用医薬品——その他の医薬品のうち、配置用家庭薬以外の医薬品です。

配置用家庭薬——その他の医薬品のうち、主として配置用家庭薬に用いることを目的として供給される医薬品です。

輸入 ※——主として輸入された医薬品（原末、原液及び製剤原料を含む。）から製造された医薬品です。

輸入品☆——最終製品として輸入された医薬品、衛生材料、医療機器及び医薬部外品並びに製剤で輸入され、国内で小分け製造された医薬品及び医薬部外品です。

委託製造——製造販売事務所が、委受託工程が製造工程のすべて又は一部にかかわらず最終製品となる製造工程を他社の製造所に委託することです。ただし、当該調査においては、包装、表示又は保管のみを行うものは除きます。

受 託——製造所が、委受託工程が製造工程のすべて又は一部にかかわらず最終製品となる製造工程を他社の製造販売事務所から受託することです。ただし、当該調査においては、包装、表示又は保管のみを行うものは除きます。

常用従業者——調査期間の12月末現在において、実際に医薬品の生産（輸入）、管理、その他の業務に常時従事する従業者です。たとえ、重役、理事者であっても医薬品製造（輸入）に関係ある一定の職務に従事する者は常用従業者となります。

臨時従業者——1箇月以内の期限を限って雇用される者および日々雇用される者です。

特掲医薬品、特掲医薬部外品——最終製品のうち、生産金額が多いもの、又は頻用されているもの等について、品目ごとに生産（輸入）金額及び生産（輸入）数量を把握するため選定された品目です。特掲医薬品については、年間生産（輸入）金額が原則1億円以上かつ複数者から報告のある品目を掲載しております。

自家消費——各製造所で製造されたもののうち、調査期間にその製造所において消費したものの金額および数量です。

大判製品——原綿または原反等から製造されたものであって、精錬漂白、乾燥作業等をなし、小分け包装を施し得る状態にあるものです。衛生材料の脱脂綿及びガーゼについては、最終製品ではなく、小分け前の大判製品の状態にあるものを報告の対象としています。

4. 地域別

北海道——北海道

東北——青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

関東越静——茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡

東海北陸——富山、石川、岐阜、愛知、三重

近畿——福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

中国——鳥取、島根、岡山、広島、山口

四国——徳島、香川、愛媛、高知

九州——福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

5. 表章記号

———単位未満、実績のないもの、または報告のあった事業所が特定される可能性があるため公表できないものです。

…——剤型または規格が異なるため集計ができないものです。

・——その事象の出現が本質的にあり得ないものです。

0, 0.0——平均値、比率等で丸めた結果が表章すべき最下位の桁の1に該当しないものです。

6. その他

(1) この年報に掲載された統計を他に転載する場合には必ず「薬事工業生産動態統計年報」によるものであることを明記して下さい。

(2) この年報について質問事項のある場合には、厚生労働省医政局経済課調査統計係「電話 03 (5253) 1111 (代表) 内線 2532」あて連絡願います。